

【法律名】 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

【府省庁名】 総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>○ 平成14年法制定（平成14年法律第26号）</p> <p>＜法の目的＞</p> <p>一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。</p> <p>＜主な規制の内容＞</p> <ol style="list-style-type: none">1 受信者の同意を得ずに一方的に送信される広告宣伝メール（特定電子メール）について、受信拒否の通知をした者に対する再送信を禁止（オプトアウト方式による規制）2 特定電子メールの送信に当たって「未承諾広告※」等の表示義務3 架空電子メールアドレスあての広告宣伝メールの送信の禁止4 電気通信事業者による電気通信役務の提供の拒否 <p>○ 平成17年法改正（平成17年法律第46号）</p> <p>＜主な改正の内容＞</p> <ol style="list-style-type: none">1 送信者情報を偽った広告宣伝メールの送信の禁止（直罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）により担保）2 企業等の事業用の電子メールアドレスあての送信を対象として追加3 架空電子メールアドレスあての送信の禁止を営業用一般に拡大4 電気通信事業者による電気通信役務の提供の拒否の事由として、電子メールの送受信上の支障を防止するため正当な理由があると認められる場合を規定 <p>（参考）今国会に提出中の改正法案（平成20年2月29日閣議決定）</p> <p>＜主な改正の内容＞</p> <ol style="list-style-type: none">1 広告宣伝メールに関する規制を、あらかじめ送信に同意をした者に対してのみ送信を認める方式に変更（オプトイン方式による規制）2 （総務大臣の命令に従わなかった場合及び送信者情報を偽った広告宣伝メールを送信した場合における）法人に対する罰金額の引き上げ（最高3000万円に引き上げ）3 報告徴収等の対象を拡大4 電気通信事業者による電気通信役務提供拒否事由として、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合を規定5 海外発の迷惑メールの増加を踏まえ、迷惑メール対策を行う外国執行当局に対する情報提供に関する規定の整備
---	--

<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>電子メールは全国的・国際的に送受信されるものであることから、総務省本省において一元的に権限を行使。</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>警察による摘発 4件 総務大臣による措置命令 5件 総務省からの警告メールの送信 2347件（平成17年1月～20年3月までの総計） （参考）迷惑メール追放支援プロジェクトに基づく違法メールの情報のプロバイダへの通知件数 46758件（平成17年4月～20年3月までの総計）</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>本省：3人（うち他の法律との兼務3人） （企画立案と執行を一体として担当。なお、地方支分部局等への権限委譲は行っていない。）</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>法制度を所管する総務省と直罰規定の適用を行う警察との間で必要な情報交換を実施。</p>
<p>その他</p>	<p>販売業者等が消費者向けに行う電子メールによる広告については、商取引の公正及び購入者が受けることのある損害の防止等の観点から特定商取引法により規制。</p>

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）は、電気通信事業者が提供する電子メール通信役務を利用する利用者の間（送信者と受信者）での電子メールの円滑な利用に当たってのルール及び電気通信事業者の電子メール通信役務の提供の在り方等を定めた電気通信の規律に関する法律であり、電気通信・放送関係の規律に関する法体系の一環をなすもの（※）である。</p> <p>※ 通信と放送の融合・連携に対応した総合的な法体系については、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、「2010年までに結論を得ること」とされており、特定電子メール法の取扱いを含め、平成18年8月から平成19年12月まで「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で議論され、さらに、本年2月から情報通信審議会で議論されている。</p> <p>2 情報の電磁的流通の規律を所掌事務とする総務省は、電気通信・放送関係の規律に関する各制度の企画立案及び実施を一元的に担当しており、特定電子メール法が電気通信の規律に関する法律である以上、総務省所管とすることが法体系上、整合的である。</p> <p>3 なお、特定電子メール法の目的である「電子メールの送受信上の支障の防止」とは、電子メールの利用者側の送受信上の支障の防止とともに、大量の電子メールの送信により電気通信事業者のメールサーバ等の設備に過大な負荷がかかり電子メールの送受信の遅延が生じる等の電気通信事業者が電子メール通信役務を提供するにあたっての支障の防止を目的とするものである。</p> <p>4 また、特定電子メール法における電子メールの利用者には、一般消費者だけでなく企業ユーザ等の事業者も多数含まれており、大量の迷惑メールの受信による企業ユーザ等の被害も極めて大きい（※）ことから、特定電子メール法に基づく規律に当たっては、こうした企業ユーザ等による円滑な電子メールの利用の確保についても考慮する必要がある。</p> <p>※ 財団法人日本データ通信協会が本年3月に公表した「迷惑メールが日本経済に及ぼす影響の調査」報告書によれば、迷惑メールは、日本国内の企業ユーザ等において、推計年間7300億円にのぼる労働時間の損失を招いているとの調査結果がある。</p> <p>以上のように、特定電子メール法は、電気通信の規律に関する法制であり、一般消費者保護のための法律とは性格が異なることから、電気通信に関する規律を所管する省庁が所管・執行することが適当である。</p>
----------------	--

<p>執行上の問題点</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 いわゆる迷惑メール対策としては、法規制のみならず、電気通信事業者による技術的対策や約款に基づく措置、国際連携の推進などを総合的に講じていく必要がある。 2 特に、技術的対策に関しては、特定電子メール法においても、電気通信事業者が特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならないことが規定されているが、最近の迷惑メールの送信は、ボットネットを利用した送信が大幅に増加するなど巧妙化、悪質化が進んできており、その対策として電気通信事業者による技術的対策を一層強化していく必要が生じている。こうした対策の検討や指導等を整合的に講じていくためには電気通信に関する規律を所管する省庁が行う必要がある。 3 また、特定電子メール法では、電気通信事業者による電気通信役務の提供の拒否規定など、電気通信事業法における「利用の公平」の規定などの特則的な規定として定められている部分があり、こうした規定に基づき、各電気通信事業者が必要な措置を講じているが、こうした規制を一貫して運用するためには、電気通信に関する規律を所管する省庁が法の適用・執行を行う必要がある。 4 さらに、近年、我が国においては海外発の迷惑メールが急増しており、迷惑メール対策に関する国際的な連携の強化が必要となっているが、我が国への迷惑メールの送信が多いなど、迷惑メール対策に関し我が国として連携が必要な国においては、電気通信主管庁が迷惑メールに対する規制を行っている場合が多く、円滑な国際連携の観点からも電気通信所管省庁が法執行をすることが適当と考えられる。 5 なお、電子メールに関する規制の実施に関しては、電気通信に関する一定の専門性が必須であるが、仮に新組織に移管することとした場合、専門性をもった組織、人材が確保できるかについて懸念される。
<p>その他</p>	

【法律名】 電気通信事業法

【府省庁名】 総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	<p>○概要</p> <p>電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することによって、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的として制定されており、電気通信事業の登録、電気通信業務、電気通信設備、土地の使用等について必要な規定を定めている。</p> <p>○電気通信事業紛争処理委員会</p> <p>電気通信分野においては、事業者数の増大とサービスの高度化・多様化に伴い、ネットワーク接続等をめぐる複雑な紛争事案が電気通信事業者間で生じている。これら複雑化する事業者間の紛争事案を迅速かつ効率的に処理できるよう紛争処理機能の強化を図るために、電気通信事業法第 144 条に基づき「電気通信事業紛争処理委員会」を設置している。</p> <p>○情報通信審議会</p> <p>電気通信事業の公共性、電気通信事業分野における公正な競争の促進等を図る観点から、電気通信事業に関し総務大臣が重要な処分をする場合には、電気通信事業法第 169 条に基づき「情報通信審議会」へ諮問している。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	電気通信の登録（第 9 条）、届出（第 16 条）、電気通信事業の認定（第 117 条）等の一部事務については、総務省の地方支分部局である総合通信局へ委任している。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	総務大臣が登録した事業者 約 320 総務大臣が届出を受けた事業者 約 14,000
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	本省（総合通信基盤局電気通信事業部） 約 90 名 総合通信局等 約 70 名

法執行における関係 行政機関（関係省庁、 取締機関、地方支分部 局、地方公共団体等） との連携の実態	なし。
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

制度上の問題点	<p>電気通信事業法の目的は、電気通信事業者の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することによって、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進するものである。つまり、「事業運営の適正化」及び「事業者間における公正競争の促進」に係る規律により国民（利用者）の利便が確保されるものであることから、両者は密接不可分であり、消費者行政の部分のみ切り出して新組織に移管することは、制度上困難である。</p> <p>なお、電気通信事業法は、電気通信事業の規律を定める法律として、電気通信・放送関係の規律に関する法体系の一環をなすものであることから、電気通信に関する規律を所管する総務省が所管することが、法体系上適切であると考えられる。</p> <p>通信と放送の融合・連携に対応した総合的な法体系については、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、「2010年までに結論を得ること」とされており、平成18年8月から平成19年12月まで「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で議論され、さらに、本年2月から情報通信審議会でも議論されている。</p>
執行上の問題点	<p>電気通信事業に係る行政では、電気通信事業法の目的に従い、「事業運営の適正化」及び「事業者間における公正競争の促進」に主眼を置いて施策を遂行しており、当該施策遂行の結果として国民（利用者）の利便が確保されるものである。また一方で、電気通信役務の利用者の利益の確保に係る業務の結果を、電気通信事業の企画立案及び法の執行に反映させることにより、電気通信事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることができるものである。これらは一体として取り組んでこそ、効果が得られるものであり、したがって、電気通信事業に係る業務の中から、消費者の保護に係る部分のみ切り出して新組織に移管することは、執行上望ましくない。</p>
その他	

【法律名】 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

【府省庁名】 総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>本法は、インターネット上のウェブサイトや掲示板等を通じての情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①当該権利侵害情報を削除したプロバイダや電子掲示板の管理者等の責任が制限される基準を明確化するとともに、②被害者が当該情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利を創設する民事法規であり、行政機関に対して何らの執行権限を与えるものではない。</p> <p>電気通信事業者の業界団体や学識経験者によって構成される民間の協議会により、裁判例等を参考にして法の解釈に関するガイドラインが策定されているが、総務省は民間の自主的な取組を支援する立場であり策定主体ではない。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>本法には行政機関の執行権限を定める規定はない。</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>本法には行政機関の執行権限を定める規定はない。</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>・本省 企画立案部門3人（うち他の法律との兼務3人）</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>本法には行政機関の執行権限を定める規定はない。</p>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>本法は、一般消費者の利益の保護を直接の目的とする規制法ではなく、インターネット上において権利侵害があった場合におけるプロバイダ等の責任等について定めた民事法規である。本法については、インターネットの特性をふまえた上で法解釈の整理等を行う必要性があり、インターネット政策を担当する総務省が所管することが適当と考えられる。</p> <p>なお、本法は、電気通信の規律に関する法制であり、電気通信・放送関係の規律に関する法律の一環をなすもの（※）として、総務省が所管することが、法体系上整合的である。</p> <p>※通信と放送の融合・連携に対応した総合的な法体系については、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、「2010年までに結論を得ること」とされており、平成18年8月から平成19年12月まで「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で議論され、さらに、本年2月から情報通信審議会で議論されている。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>本法は民事法規であり、行政機関の執行権限を定める規定はないが、他のインターネット上の違法・有害情報対策の執行と併せて取り組んでいく必要及び他の通信法制の執行や法解釈の整理とも整合性を図る必要から、総務省が所管することが適当と考えられる。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】電波法

【府省庁名】総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	<p>（概要）</p> <p>電波法は、国民共有の資源である電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的として制定されており、無線局免許の要件、無線設備の技術基準及び無線局の運用方法等、電波利用の秩序の維持に必要な規定を定めている。</p> <p>（審議会の関与の方法）</p> <p>電波法関係省令の改正等を行う際に、原則として、電波監理審議会へ諮問することになっている（第99条の11）。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	電波法に規定する免許事務のうち、電波法施行規則第51条の15第1項に定めるものは、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任している。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	無線局の免許人等が電波法及び電波法関係省令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止等を命じる。
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	本省（総合通信基盤局電波部）約160名 総合通信局等 約700名 ・ 企画立案と執行を一体として担当していることから、両部門を切り分けた人数計上は不可。
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	なし
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>電波法は、免許人等を対象に規律しているものであり、広く消費者を保護対象としている法律ではないが、例えば、仮に、無線設備への適合表示を義務付けている特定無線設備の技術基準適合証明制度等が消費者を保護対象とした制度であると整理される場合であっても、当該制度は、無線局の免許等の電波監理に係る行政と密接不可分であるため、この部分を切り出して新組織に移管ないしは共管することは制度上困難である。</p> <p>《参考》</p> <p>電波法は、電気通信・放送関係の規律に関する法体系の一環をなすものであることから、電波監理行政を所管する総務省が一元的に所掌することが法体系上適切である。なお、通信と放送の融合・連携に対応した総合的な法体系については、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、「2010年までに結論を得ること」とされており、平成18年8月から平成19年12月まで「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で議論され、さらに、本年2月から情報通信審議会で議論されている。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>無線局の免許、無線設備の技術基準、電波の安全基準、電波監視等に係る業務を一体として執行することにより、国民共有の資源である電波の公平かつ能率的な利用を実現しているものであり、その中から消費者保護に資する部分のみを切り出し、新組織に移管することは、執行上適切ではない。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】放送法（昭和25年法律第132号）

【府省庁名】総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<p>1. 一般放送事業者等</p> <ul style="list-style-type: none">・無線局による放送を行おうとする者は、無線局の開設に関する総務大臣の免許を受けなければならない。（電波法第4条）・有料放送管理業務を行おうとする者は、総務大臣に届け出なければならない。（第52条の6の2）・委託放送業務を行おうとする者は、要件に適合していることについて総務大臣の認定を受けなければならない。（第52条の13）・有料放送事業者は、役務の料金を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。（第52条の4第1項）・有料放送事業者は、料金以外の役務の提供条件について契約約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない（同条第2項）・有料放送管理事業者は、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。（第52条の6の5）・放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた者等から一定の期間内に請求があった時等は、遅滞なく真実でないかどうか調査して、真実でないことが判明した時は、相当の方法で訂正又は取消しの放送をしなければならない。（第4条）・有料放送の役務の料金及び提供条件について、受信者の利益を阻害していると認めるときは、総務大臣は、変更すべきことを命ずることができる。（第52条の7第1項及び第2項）・有料放送管理事業者が第52条の6の5の規定に違反したときは、必要な限度において業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。（第52条の7第3項） <p>2. 日本放送協会</p> <ul style="list-style-type: none">・NHKは、業務を行うに当たって、営利を目的としてはならない。（第9条第4項）・NHKは、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。（第12条）・NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者は、NHKと放送の受信についての契約をしなければならない。（第32条第1項）・契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。（第32条第3項）
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>各地方に置かれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。</p>

法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	企画立案・執行部門 本省 約40人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。） 地方総合通信局等 約130人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。）
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	各地方に置かれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

制度上の問題点	放送は、有限稀少な周波数を用いる（委託放送事業者についても特定の周波数を占有する形で役務提供が行われるものであることから同様。）ものであり、消費者保護の観点から放送事業者等に対して規律を適用する場合、例えば、放送法又は電波法に違反した場合には、放送局免許や委託放送業務の認定の取消もあり得るといったことが示すように、消費者行政と電波監理行政が密接不可分なものとなっている。このため、消費者行政の部分のみ切り出して別組織に移管することは、制度上、困難である。
執行上の問題点	放送事業者等は、放送の役務提供事業者であるとともに、言論・報道機関としての側面も有しており、放送法において、放送番組編集の自由が定められている。このため、消費者行政も含め、放送に関する政策については、常に、放送事業者等の放送による表現の自由との関係を踏まえることが必要であり、放送法を所管する総務省が一体的に行うことが適当である。
その他	

【法律名】有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和 26 年法律第 135 号）

【府省庁名】 総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有線ラジオ放送の業務を行おうとする者は、その旨の届出書を総務大臣に提出しなければならない。（第 3 条） ・有線ラジオ放送の業務を行う者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた者等から一定の期間内に請求があった時等は、遅滞なく真実でないかどうか調査して、真実でないことが判明した時は、相当の方法で訂正又は取消しの放送をしなければならない。（第 4 条第 2 項の規定により準用する放送法第 4 条） ・総務大臣は、この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、有線ラジオ放送の業務を行う者に対し、業務に関し報告を求めることができる。（第 6 条第 1 項） ・総務大臣は、有線ラジオ放送の業務を行う者が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、3 箇月以内の期間を定めて、有線ラジオ放送の業務の停止を命じ、又はその業務の運用を制限することができる。（第 8 条第 1 項）
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>各地方に置かれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>企画立案・執行部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省 約 20 人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。） ・地方総合通信局等 約 80 人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。）
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方に置かれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>有線ラジオ放送は、その社会的影響力、機能、公共性の観点にかんがみて、公共の福祉を確保するため、有線ラジオ放送の業務の実施に当たって届出制を設け、有線ラジオ放送の業務の運用に関して包括的かつ総合的にチェックすることとなっており、消費者保護の観点から有線ラジオ放送事業者に対して規律を適用する場合、例えば、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に違反した場合には、有線ラジオ放送の業務の停止もあり得るといったことが示すように、消費者行政と放送行政が密接不可分なものとなっている。このため、消費者行政の部分のみ切り出して別組織に移管することは、制度上、困難である。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>有線ラジオ放送事業者は、有線ラジオ放送の役務提供事業者であるとともに、言論・報道機関としての側面も有しており、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の規定により準用される放送法において、放送番組編集の自由が定められている。このため、消費者行政も含め、有線ラジオ放送に関する政策については、常に、有線ラジオ放送事業者の放送による表現の自由との関係を踏まえることが必要であり、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を所管する総務省が一体的に行うことが適当である。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）

【府省庁名】 総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none">・有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行なおうとする者は、当該施設の設置について、総務大臣の許可を受けなければならない。（第3条第1項）・有線テレビジョン放送事業者となろうとする者は、当該有線テレビジョン放送の業務区域、再送信業務の有無等の事項を総務大臣に届け出なければならない。（第12条）・有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局を開設しているすべての放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。（第13条第1項）・有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第13条第1項の規定によりテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、あらかじめ、当該再送信の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。（第14条第1項）・有線テレビジョン放送事業者は、第13条第1項の規定によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信以外の有線テレビジョン放送を行う場合において、受信者から当該有線テレビジョン放送の役務につき料金を徴収するときは、あらかじめ、当該役務の料金に関し契約約款を定め、総務大臣に届け出なければならない。（第15条）・有線テレビジョン放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた者等から一定の期間内に請求があった時等は、遅滞なく真実でないかどうか調査して、真実でないことが判明した時は、相当の方法で訂正又は取消しの放送をしなければならない。（第17条の規定により準用する放送法第4条）・総務大臣は、有線テレビジョン放送の施設の運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送施設者に対し、有線テレビジョン放送施設の施設計画の変更、使用する周波数の変更、使用条件の変更その他有線テレビジョン放送施設を改善すべきことを命ずることができる。（第24条第1項）・総務大臣は、第13条第1項の規定によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、当該再送信の役務の提供条件の変更その他当該再送信の業務の方法を改善すべきことを命ずることがで
---	--

	<p>きる。（第24条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣は、第15条の規定による届出に係る役務の料金に関する事項が受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送事業者に対し、当該役務の料金に関する事項を変更すべきことを命ずることができる。（第24条第3項） ・総務大臣は、有線テレビジョン放送施設者又は有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者が、第24条第1項又は第2項の規定による命令に従わないとき等は、第3条第1項の許可を取り消すことができる。（第25条第1項） ・総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者が第24条第3項等の規定による命令に従わないときは、3月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。（第25条第2項） ・総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者に対し、有線テレビジョン放送の業務の状況の報告を求めることができる。（第27条第1項）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	各地方に置かれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	<p>企画立案・執行部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省 約20人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。） ・地方総合通信局等 約80人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。）
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方に置かれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。 ・施設設置許可等に当たっては、関係都道府県の意見の聴取義務。
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>有線テレビジョン放送は、その社会的影響力、機能、公共性にかんがみて、施設計画の合理性、施設設置者の適格性、料金約款の適正性等の観点から包括的かつ総合的にチェックすることとなっており、消費者保護の観点から有線テレビジョン放送事業者等に対して規律を適用する場合、例えば、有線テレビジョン放送法に違反した場合には、有線テレビジョン放送施設の許可取消しや有線テレビジョン放送の業務の停止もあり得るといったことが示すように、消費者行政と放送行政が密接不可分なものとなっている。このため、消費者行政の部分のみ切り出して別組織に移管することは、制度上、困難である。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>有線テレビジョン放送事業者は、有線テレビジョン放送の役務提供事業者であるとともに、言論・報道機関としての側面も有しており、有線テレビジョン放送法の規定により準用される放送法において、放送番組編集の自由が定められている。このため、消費者行政も含め、有線テレビジョン放送に関する政策については、常に、有線テレビジョン放送事業者の放送による表現の自由との関係を踏まえることが必要であり、有線テレビジョン放送法を所管する総務省が一体的に行うことが適当である。</p>
<p>その他</p>	

【法律名】電気通信役務利用放送法（昭和13年法律第85号）

【府省庁名】総務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none">・電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。（第3条第1項）・総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が重大な法令違反をした場合等は、電気通信役務利用放送の業務の登録を取消することができる。（第9条第1項）・電気通信役務利用放送事業者は、料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。（第13条第1項）・電気通信役務利用放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた者等から一定の期間内に請求があった時等は、遅滞なく真実でないかどうか調査して、真実でないことが判明した時は、相当の方法で訂正又は取消しの放送をしなければならない。（第15条で準用する放送法第4条）・有料放送管理業務を行おうとする者は、総務大臣に届け出なければならない。（第15条で準用する放送法第52条の6の2）・有料放送管理事業者は、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。（第15条で準用する放送法第52条の6の5）・有料放送管理事業者が第15条で準用する放送法第52条の6の5の規定に違反したときは、必要な限度において業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。（第15条で準用する放送法第52条の7第3項）・総務大臣は、電気通信役務利用放送設備が技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信役務利用放送設備を改善すべきことを命ずることができる。（第16条第1項）・総務大臣は、届け出た契約約款に定める提供条件がその電気通信役務利用放送事業者の国内の業務区域における受信者の利益を阻害していると認めるときは、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。（第16条第2項）・総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（第16条第3項）・総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができる。（第17条）
---	--

権限の関係行政機関との分担・委任の状況	各地方におかれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	平成19年 行政指導1件
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<p>企画立案・執行部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省 約30人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。） ・地方総合通信局等 約80人（なお、消費者関係部分を切り出すことは困難なため、関係課の人員合計を記載しています。）
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	各地方におかれている総合通信局及び総合通信事務所において、処分等の一部について処理。
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>電気通信役務利用放送は、公衆によって直接受信されることのできる設備を用いて放送番組を提供するものであり、従来の放送及び有線テレビジョン放送同様、大きな社会的影響力を有するため、電気通信役務利用放送の業務を行う者について一定の適格性を確認する登録制をとっている。消費者保護の観点から電気通信役務利用放送事業者に対して規律を適用する場合、例えば届出契約約款以外の提供条件による役務提供を行う等、電気通信役務利用放送法に違反した場合は、登録の取消もあり得るといったことが示すように、消費者行政と放送行政が密接不可分な性質を有するものであり、消費者行政の部分のみ切り出して別組織に移管することは、制度上、困難である。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務利用放送の役務提供事業者であるとともに、言論・報道機関としての側面も有しており、電気通信役務利用放送法の規定により準用される放送法において、放送番組編集の自由が定められている。このため、消費者行政も含め、電気通信役務利用放送に関する政策については、常に、電気通信役務利用放送事業者の放送による表現の自由との関係を踏まえることが必要であり、電気通信役務利用放送法を所管する総務省が一体的に行うことが適当である。</p>
<p>その他</p>	